

給付等体系と事業体系の関係

給付等体系		事業体系	
介護給付		訪問介護	ホームヘルプサービス
		通所介護	各通所事業(地域生活支援事業を除く)
		短期入所	ショートステイ
		重度障害者包括支援	重度障害者包括サービス
		ケア付き居住支援	障害者支援施設、ケアホーム
自立支援給付		自立訓練	自立支援事業(機能訓練・生活訓練)
		就労移行支援	就労移行支援事業
		就労継続支援	要支援障害者雇用事業
		居住支援(上記に付随)	グループホーム
		補装具	
地域生活支援事業	市町村基本事業	地域相談事業	相談支援事業、権利擁護事業、本人活動支援事業、デイサービス事業(憩い、生きがい)等
		移動支援事業	ガイドヘルプ事業、リフト付福祉バス事業等
		コミュニケーション支援事業	手話通訳派遣事業、盲ろう者向け通訳等派遣事業等
		居住支援事業	住居提供事業(福祉ホーム等)
		日常生活用具	
	都道府県基本事業	人材育成事業	手話通訳者養成・研修事業、身体障害者相談員活動事業等
		広域支援事業	広域相談支援事業、住居確保事業(福祉ホーム、居住サポート事業等)、視聴覚障害者情報提供施設事業等
	市町村選択事業	介護型事業	訪問入浴サービス事業等
		自立支援型事業	生活訓練事業、職親委託事業等

※1 複数のサービスが必要な者、長期入所・入院から地域生活に移行する者など計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者等に係る個別の「自立支援計画」の策定費として支援計画策定費を給付する。

※2 現在、同一の事業であっても、障害別に支給要件等が異なるものについては、基本的に共通のものとする。(例えば、精神障害の短期入所について、入院予防等、本人の心身の状況に応じて利用が可能となるようする等)